

# 運 営 規 程

社会福祉法人 あかね会

指定訪問介護事業所・

訪問型サービス(現行相当)事業所

ヘルパーステーション あかね

ヘルパーステーションあかね  
指定訪問介護・訪問型サービス(現行相当)事業所運営規程

(目的)

第1条 第1条 この規程は、社会福祉法人あかね会が設置運営する指定訪問介護・訪問型サービス(現行相当)事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。以下、「訪問介護」は訪問型サービス(現行相当)を含む。

(基本方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努める。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する訪問介護は、介護保険法並びに関係する厚労省令、告示、茨城県、北茨城市が定める基準の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、次の通りとする。  
ヘルパーステーション あかね (以下、「本事業所」という。)

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は、次の通りとする。  
茨城県北茨城市関本町関本中字辻265-1

(管理者及び職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行う。

三 訪問介護員等 3名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

一 営業日 毎週月曜日～日曜日・祝日

二 営業時間 午前7時～午後7時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料金等)

第8条 訪問介護の内容は次の通りとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。自家用有償旅客運送は、関東運輸局茨城運輸支局に届け出た別途料金とする。

一 身体介助

二 生活援助

三 介護予防・日常生活支援総合事業

四 通院等乗降介助

五 自家用有償旅客運送

2 第10条の通常の事業の実施範囲を超えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 1,000円

二 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき150円。

三 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、北茨城市、高萩市、いわき市勿来地区及び錦地区の区域とする。

第11条 訪問介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第13条 提供した訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第15条 訪問介護に使用する備品等を清潔に保持し、随時消毒を施す等、常に衛生管理に十分注意するものとする。

2 従事者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 職員は、サービス提供中に、当該事業者の従事者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

一 採用時研修 採用後1ヶ月間

二 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あかね会と事業所の管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月5日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

この規程は、2021（令和3）年9月1日から施行する。

この規程は、2024（令和6）年5月1日から施行する。

この規程は、2024（令和6）年12月1日から施行する。